



附則第十一項から第十四項まで」とあるのは、  
「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を  
改正する法律(昭和六十二年法律第百九号)附  
則第九項」とする。  
(人事院規則一〇一七の一部改正に伴う経過措  
置)

6 改正法附則第九項の規定による指定が行われ  
る職員に対する第六条の規定による改正後の人  
事院規則一〇一七第三条の規定の適用について  
は、当該指定が行われる間は同条中「給与法  
附則第十一項から第十四項まで」とあるのは、  
「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を  
改正する法律(昭和六十二年法律第百九号)附  
則第九項」とする。

#### 附 則 (平成六年七月二九日人事院規則)

この規則は、平成六年九月一日から施行す  
る。

#### 附 則 (平成六年七月二九日人事院規則)

この規則は、平成六年九月一日から施行す  
る。

#### 附 則 (平成一〇年二月一三日人事院規 則一〇一七一三)

この規則は、平成十一年四月一日から施行す  
る。ただし、第七条の改正規定(同条を第五条  
とする部分を除く)、第八条に一項を加える改  
正規定、第九条の改正規定(同条を第七条とす  
る部分を除く)、第十条の改正規定(同条を第  
八条とする部分を除く)、第十二条の改正規定  
(同条を第十条とする部分を除く)及び別表第  
二第十号の改正規定は、平成十年四月一日から  
施行する。

る。

附 則 (平成一四年三月一日人事院規  
則一〇一七一五)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、  
第十三条の改正規定及び第十六条を削る改  
正規定は、平成十四年四月一日から施行す  
る。

附 則 (平成一八年一二月二二日人事院  
規則一〇一七一六)

この規則は、平成十八年十二月二十三日から  
施行する。

附 則 (平成一九年一月九日人事院規則  
一一四七)

この規則は、平成十九年一月九日から施行す  
る。

1 (施行期日)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成二八年一二月一日人事院規  
則一〇一七一八)

この規則は、平成二十九年一月一日から施行  
する。

#### 附 則 (令和六年三月二九日人事院規則 一一八二)抄

(施行期日)  
この規則は、平成二十四年十月一日から施行  
する。

#### 附 則 (平成六年七月二九日人事院規則 一一九)

この規則は、平成六年九月一日から施行す  
る。

#### 附 則 (平成一〇年二月一三日人事院規 則一〇一七一二)

この規則は、平成六年九月一日から施行す  
る。

#### 附 則 (平成一〇年二月一三日人事院規 則一〇一七一三)

この規則は、平成十一年四月一日から施行す  
る。

#### 附 則 (平成一〇年二月一三日人事院規 則一〇一七一四)

この規則は、平成十一年四月一日から施行す  
る。

#### 附 則 (平成一〇年二月一三日人事院規 則一〇一七一五)

この規則は、平成十一年四月一日から施行す  
る。

#### 附 則 (平成一四年三月一日人事院規 則一〇一七一六)

この規則は、平成十四年四月一日から施行す  
る。

#### 附 則 (平成一八年一二月二二日人事院 規則一〇一七一七)

この規則は、平成十八年十二月二十三日から  
施行する。

附 則 (平成一九年一月九日人事院規則  
一一四七)

この規則は、平成十九年一月九日から施行す  
る。

へクレーン、移動式クレーン、デリック又  
は揚貨装置の玉掛けの業務(二人以上の者  
によつて行う玉掛けの業務における補助業  
務を除く)。

ト動力により駆動される建設機械(規則一  
〇一四別表第五備考に定める建設機械をい  
う)又は揚貨装置の運転の業務

チ 直径が二十五センチメートル以上の丸の  
こ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を  
有する丸のこ盤を除く)又はのこ車の直  
径が七十五センチメートル以上の帶のこ盤  
(自動送り装置を有する帶のこ盤を除く)。

リ 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレ  
ス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工  
の業務

ヌ 動力により駆動されるプレス機械、シャ  
ー等を用いて行う厚さ八ミリメートル以上  
の鋼板加工の業務

ル 岩石又は鉱物の破碎機又は粉碎機に材料  
を送給する業務

ヲ 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深  
さが五メートル以上の地穴における業務

ワ 高さが五メートル以上の場所で墜落によ  
り職員が危害を受けるおそれのあるところ  
における業務

ヲ 足場の組立て、解体又は変更の業務(地  
上又は床上における補助業務を除く)

ワ 胸高直径が三十五センチメートル以上の  
ヨ 立木の伐採の業務

タ 機械集材装置、運材索道等を用いて行う  
木材の搬出の業務

レ 塩素化ビフェニル(PCB)その他の有  
害物を発散する場所において行われる業務

レ で人事院の定めるもの

ソ 多量の高熱物体を取り扱う業務

ソ 著しく暑熱な場所における業務

ナ ネットで大量の低温物体を取り扱う業務

ナ 著しく寒冷な場所における業務

ム チエンソール、さく岩機、高速機械等身体  
に著しい振動を与える機械器具を用いて行  
う業務

ム 産後一年を経過しない女子職員の危険有害  
業務

イ 前号イ、レ及びムに掲げる業務

ロ 前号ロからルまで、カからタまで及びソ  
カラまでに掲げる業務

本 移動式クレーン又はデリックの運転の業務  
運転中の原動機又は原動機から中間軸ま  
での動力伝導装置の掃除、給油、検査、修  
理又はベルトの掛換えの業務

ハ ポイラーボイラーの溶接の業務

二 つり上げ荷重が五トン以上のクレーン、  
ボイラー(規則一〇一四(職員の保健及  
び安全保持)別表第一備考第一号に定める  
ボイラーオペレーターをいう。ハにおいて同じ。)の取  
扱いの業務

一 ポイラーボイラー(規則一〇一四別表第一  
備考第一号に定めるボイラー(同表備考第二号に定め  
る小型ボイラーを除く))をいう。次号にお  
いて同じ。)の取扱いの業務

四 ボイラーボイラーローリングの業務

三 ボイラーボイラーローリングの業務

	別表第一 妊産婦である女子職員以外の女子職員の危 険有害業務		別表第二 年少職員の危険有害業務(第十一條関 係)	
	十六歳未満 の職員	十六歳以上 の職員	男子	女子
一 妊娠中の女子職員の危険有害業務	三十キログラム	二十二キログラム	十五キログラム	八キログラム
二 別表第一 妊産婦である女子職員等の危険有害業 務(第三条関係)	ラム	ラム	ラム	ラム
三 ボイラーボイラーローリングの業務	三十キログラム	二十キログラム	二十二キログラム	八キログラム
四 ボイラーボイラーローリングの業務	ラム	ラム	ラム	ラム
五 ボイラーボイラーローリングの業務	ラム	ラム	ラム	ラム
六 ボイラーボイラーローリングの業務	ラム	ラム	ラム	ラム
七 ボイラーボイラーローリングの業務	ラム	ラム	ラム	ラム
八 最大積載量が二トン以上の貨物自動車の運 転の業務	ラム	ラム	ラム	ラム
九 直流にあつては七百五十ボルトを、交流に は索道の運転の業務	ラム	ラム	ラム	ラム
十 又は三百ボルトを超える電圧の充電電路 の業務	ラム	ラム	ラム	ラム
十一 最大消費量が毎時四百リットル以上の液 体燃焼器の点火の業務	ラム	ラム	ラム	ラム
十二 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂のロール 練りの業務	ラム	ラム	ラム	ラム
十三 直径が二十五センチメートル以上の丸の こ盤(横切用丸のこ盤、自動送り装置を有す る丸のこ盤その他反ばつにより職員が危害を する)	ラム	ラム	ラム	ラム

十六	手押しかんな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務	十六	手押しかんな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務
十七	火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務で、爆発のおそれのあるもの	十七	火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務で、爆発のおそれのあるもの
十八	爆発、発火又は引火のおそれのある危険物を製造し、又は取り扱う業務	十八	爆発、発火又は引火のおそれのある危険物を製造し、又は取り扱う業務
十九	圧縮ガス若しくは液化ガスを製造し、又は用いる業務	十九	圧縮ガス若しくは液化ガスを製造し、又は用いる業務
二十	水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、シアノ化水素、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務	二十	水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、シアノ化水素、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
二十一	粉じんを著しく発散する場所における業務	二十一	粉じんを著しく発散する場所における業務
二十二	有害な放射線に被ばくするおそれのある業務	二十二	有害な放射線に被ばくするおそれのある業務
二十三	著しい騒音を発する場所における業務	二十三	著しい騒音を発する場所における業務
二十四	病原体によつて汚染されるおそれのある場所における業務（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）により免許を受けた者の行う業務を除く。）	二十四	病原体によつて汚染されるおそれのある場所における業務（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）により免許を受けた者の行う業務を除く。）
二十五	焼却、清掃又はとさつの業務	二十五	焼却、清掃又はとさつの業務
二十六	刑務所、少年刑務所若しくは拘置所又は精神科病院における業務（保健師助産師看護師法により免許を受けた者の行う業務を除く。）	二十六	刑務所、少年刑務所若しくは拘置所又は精神科病院における業務（保健師助産師看護師法により免許を受けた者の行う業務を除く。）

別表第三 妊産婦である女子船員等の危険有害業務  
(第十四条関係)

一	妊娠中の女子船員の危険有害業務
イ	びよう鎖等を海中に送入し若しくは巻き上げる機械の操作又はびよう鎖等の送入若しくは巻上げの人力による調整の業務
ロ	揚貨装置等の運転の業務
ハ	運転中の機械又は動力伝導装置の運動している部分の注油、掃除、修理若しくは検査又は運動している調帶の掛換えの業務
二	切削又はせん孔用の工作機械の使用の業務
ホ	推進機関用の重油専焼缶に点火する業務

ト	リックの玉掛けの業務	
チ	床面から二メートル以上の墜落のおそれのある場所における業務	
リヌ	人体に有害な酸素の検知の業務	
ル	空気中の酸素の濃度が十八パーセント未満になるおそれのある場所における業務	
ヲ	可燃性のガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	
ワ	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送氣又はボンベからの給気を受けて水深十メートル以上の水中において行う業務	
カ	腐しよく性物質、毒物又は有害性物質を収容した船倉又はタンク内の清掃業務	
ヨ	有害性の塗料又は溶剤を使用する塗装又は塗装のはくりの業務	
タ	動力さび落とし機を使用する業務	
レ	炎天下において、直接日射を受けて長時間行う業務	
ソ	寒冷な場所において、直接外気にさらされて長時間行う業務	
ツ	冷凍庫内において長時間行う業務	
ネ	水中において、船体又は推進器を検査し、又は修理する業務	
ナ	タンク又はボイラの内部において、身体の全部又は相当部分を水にさらされて行う水洗業務	
ラ	一人につき三十キログラム以上の重量が負荷される物を運搬し、又は持ち上げる業務	
二	産後一年を経過しない女子船員の危険有害業務	
前号イからまで、チ、ヌ及びヲからラまでに掲げる業務	二	産後一年を経過しない女子船員の危険有害業務
三	妊娠である女子船員以外の女子船員の危険有害業務	

別表第四 船員である年少職員の危険有害業務  
(第十五条関係)

一	別表第三第一号に掲げる業務
二	電路又はその支持物の点検、修理等の電気工事の業務で人事院の定めるもの
三	圧縮又は液化による冷凍のための高圧ガスの製造の業務

四　じんあい又は粉末の飛散する場所において長時間行う業務  
五　アルファ線、ベータ線、中性子線、エツクリンス線その他の有害な放射線を受けるおそれがある業務